

行政過程論 I・II

行政過程「論」という名前で開講されている授業ですが、れっきとした法律科目です！

法律の分野では、主要な6つの法典を「六法」といいます。行政法は、残念ながら「六法」には含まれませんが、司法試験に必要な重要科目です。

「犬も歩けば棒に当たる。君も歩けば行政法に当たる。」（阿部泰隆『行政法解釈学Ⅰ』はしがき）と表現されるくらい、行政法はすべての人にとって日常的に関係している法分野です。しかし、行政法という名前の法律は存在しません。では、「行政法とは何か？」行政過程論では、「行政法とは何か？」から学びます。

講義内で、身近な事例について、時間をかけて1つ1つ読み込むことができたので、とても有意義な時間を過ごすことができました。

講義を通じて、改めて行政法とは積み重ねが大事なのだと思い、行政法の基礎を学ぶことができたので良かったです。